

議案第 4 2 号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 225」を「100 分の 217.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。